

福島第二原子力発電所
廃止措置保安運営委員会について

令和 3 年 2 月
東京電力ホールディングス株式会社

目 次

1. はじめに - 1 -
2. 基本的な考え方 - 1 -
3. 廃止措置保安運営委員会について - 2 -

1. はじめに

本資料は、福島第二原子力発電所原子炉施設保安規定（以下「保安規定」という。）第3章「保安管理体制」のうち、第7条「廃止措置保安運営委員会」の規定内容について説明する。

2. 基本的な考え方

福島第二原子力発電所においては1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉すべてにおいて廃止措置計画認可申請（令和2年5月29日付原管発官R2第43号，原管発官R2第44号，原管発官R2第45号及び原管発官R2第46号）を実施しており，今回申請する保安規定は当該認可申請を受けた後に施行するため，発電所の保安運営に関する重要事項を審議する委員会の設置，構成及び審議事項に係る規定について変更する。

委員会の名称については，1号炉，2号炉，3号炉及び4号炉すべてが廃止措置段階へと移行することから，現行保安規定における「原子力発電保安運営委員会」を「廃止措置保安運営委員会」とし，廃止措置段階における発電所の保安運営に関する重要事項を審議する委員会であることを明確にする。

構成については，原子炉主任技術者に替えて廃止措置主任者とする等，廃止措置に伴う組織変更を踏まえて変更する。

審議事項については，運転中から引き続き必要な事項に加え，廃止措置に伴い新たに追加する事項を規定する。

3. 廃止措置保安運営委員会について

保安規定第7条「廃止措置保安運営委員会」については以下のとおりとしている。

(福島第二原子力発電所原子炉施設保安規定)

(廃止措置保安運営委員会)

第7条

発電所に廃止措置保安運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置する。

2. 運営委員会は、発電所における原子炉施設の保安運営に関する次の事項を審議し、確認する。ただし、あらかじめ運営委員会にて定めた軽微な事項は、審議事項に該当しない。

- (1) 保安管理体制に関する事項
- (2) 廃止措置管理に関する事項
- (3) 燃料管理に関する事項
- (4) 放射性廃棄物管理に関する事項
- (5) 放射線管理に関する事項
- (6) 施設管理に関する事項
- (7) 原子炉施設の改造に関する事項
- (8) 事故・故障の水平展開の実施状況に関する事項

3. 所長を委員長とする。

4. 運営委員会は、委員長、廃止措置安全センター所長、安全総括部長、廃止措置主任者に加え、GM以上の職位の者から委員長が指名した者で構成する。

第2項に定める廃止措置保安運営委員会の審議事項については、現行保安規定の記載を踏襲し、運転中から引き続き必要な事項に加え、廃止措置に伴い新たに追加する事項を規定する。なお、具体的な細目については、以下、下線部で示すとおり社内規程に定める。

- (1) 保安管理体制に関する事項
 - (a) 原子炉施設の保安に関する組織、職務分掌の変更
 - (b) 原子炉施設の保安に関する事項を審議する委員会等の設置・廃止
 - (c) 廃止措置主任者の選任・職務に関する重要事項の変更

(2) 廃止措置管理に関する事項

(a) 保安規定第14条に定めるマニュアルの制定・改定・廃止

(以下, 補足)

保安規定第14条に定めるマニュアルは, 具体的には下記の事項に関連するものとする。

- ・ 巡視に関する事項
- ・ 異常時の操作に関する事項
- ・ 警報発生時の措置に関する事項
- ・ 原子炉施設の各設備の運転操作に関する事項
- ・ 定例試験に関する事項

(b) 関連マニュアルの制定・改定・廃止の方針

(以下, 補足)

前項以外であって廃止措置管理に係る保安規定条文に関連するマニュアルが該当する。具体的には下記の事項に関連するものとする。

- ・ 原子炉施設の運転員の確保に関する事項 (第11条関連)
- ・ 運転管理業務に関する事項 (第12条関連)
- ・ 引継に関する事項 (第15条関連)
- ・ 原子炉の運転停止に関する恒久的な措置に関する事項 (第16条関連)
- ・ 地震・火災等発生時の対応に関する事項 (第17条関連)
- ・ 電源機能喪失時等の体制の整備に関する事項 (第17条の2関連)
- ・ 安全貯蔵措置に関する事項 (第18条関連)
- ・ 工事の計画及び実施に関する事項 (第19条関連)
- ・ 工事完了の報告に関する事項 (第20条関連)
- ・ 使用済燃料プールの水位及び水温に関する事項 (第21条関連)
- ・ 施設運用上の基準の確認に関する事項 (第22条関連)
- ・ 施設運用上の基準を満足しない場合に関する事項 (第23条関連)

- ・ 施設運用上の基準に関する記録（第 2 4 条関連）
 - (c) 原子炉施設の廃止措置の変更，新採用
 - (d) 保安規定に定める施設運用上の基準に影響を及ぼす事項
 - (e) 廃止措置工事に係る工事計画に関する事項
- (3) 燃料管理に関する事項
- (a) 関連マニュアルの制定・改定・廃止の方針

（以下，補足）

燃料管理に係る保安規定条文に関連するマニュアルが該当する。具体的には下記の事項に関連するものとする。

- ・ 新燃料の運搬に関する事項（第 2 5 条関連）
 - ・ 新燃料の貯蔵に関する事項（第 2 6 条関連）
 - ・ 使用済燃料の貯蔵に関する事項（第 2 7 条関連）
 - ・ 使用済燃料の運搬に関する事項（第 2 8 条関連）
- (b) 使用済燃料輸送容器の仕様変更
- (c) 破損燃料に関する特別措置

- (4) 放射性廃棄物管理に関する事項

- (a) 関連マニュアルの制定・改定・廃止の方針

（以下，補足）

放射性廃棄物管理に係る保安規定条文に関連するマニュアルが該当する。具体的には下記の事項に関連するものとする。

- ・ 放射性固体廃棄物の管理に関する事項（第 3 1 条関連）
- ・ 放射性廃棄物でない廃棄物の管理に関する事項（第 3 2 条関連）
- ・ 事故由来放射性物質の降下物の影響を受けた設備・機器等の管理（第 3 3 条関連）
- ・ 放射性液体廃棄物の管理に関する事項（第 3 4 条関連）
- ・ 放射性気体廃棄物の管理に関する事項（第 3 5 条関連）

- ・ 放出管理用計測器の管理に関する事項（第36条関連）

(5) 放射線管理に関する事項

(a) 関連マニュアルの制定・改定・廃止の方針

（以下，補足）

放射線管理に係る保安規定条文に関連するマニュアルが該当する。具体的には下記の事項に関連するものとする。

- ・ 管理区域の設定及び解除に関する事項（第39条関連）
- ・ 管理区域内における区域区分に関する事項（第40条関連）
- ・ 管理区域内における特別措置に関する事項（第41条関連）
- ・ 管理区域への出入管理に関する事項（第42条関連）
- ・ 管理区域出入者の遵守事項に関する事項（第43条関連）
- ・ 保全区域に関する事項（第44条関連）
- ・ 周辺監視区域に関する事項（第45条関連）
- ・ 放射線業務従事者の線量管理等に関する事項（第46条関連）
- ・ 床，壁等の除染に関する事項（第47条関連）
- ・ 平常時の環境放射線モニタリングに関する事項（第48条関連）
- ・ 外部放射線に係る線量当量率等の測定に関する事項（第49条関連）
- ・ 放射線計測器類の管理に関する事項（第50条関連）
- ・ 管理区域外等への搬出及び運搬に関する事項（第51条関連）
- ・ 発電所外への運搬に関する事項（第52条関連）
- ・ 協力企業の放射線防護に関する事項（第53条関連）

(6) 施設管理に関する事項

(a) 関連マニュアルの制定・改定・廃止の方針

（以下，補足）

施設管理に係る保安規定条文に関連するマニュアルが該当する。具体的には下記の事項に関連するものとする。

- ・ 施設管理計画に関する事項（第54条関連）
 - ・ 設計管理に関する事項（第55条関連）
 - ・ 作業管理に関する事項（第56条関連）
 - ・ 使用前事業者検査の実施に関する事項（第57条関連）
 - ・ 定期事業者検査の実施に関する事項（第58条関連）
- (7) 原子炉施設の改造に関する事項
- (8) 事故・故障の水平展開の実施状況に関する事項

以 上